

○近畿地方整備局告示第44号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和3年3月12日

近畿地方整備局長 溝口 宏樹

第1 起業者の名称 大阪府

第2 事業の種類 二級河川大津川水系榎尾川改修工事（左岸：大阪府和泉市坪井町地内から同市坪井町地内まで、右岸：大阪府和泉市坪井町地内から同市仏並町地内まで）並びにこれに伴う一般国道170号千歳橋架替工事及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 大阪府和泉市坪井町及び仏並町地内
- 2 使用の部分 大阪府和泉市坪井町及び仏並町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「二級河川大津川水系榎尾川改修工事並びにこれに伴う一般国道170号千歳橋架替工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）は、大阪府和泉市坪井町地内から坪井町地内までの二級河川大津川水系

槇尾川（以下単に「槇尾川」という。）左岸の延長 360m の区間及び坪井町地内から坪井町地内までの槇尾川右岸の延長 360m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする河川改修工事並びにこれに伴う一般国道 170 号千歳橋架替工事及びこれに伴う附帯工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、同市坪井町及び仏並町地内の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「二級河川大津川水系槇尾川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項に規定する河川のうち二級河川に関する事業であり、法第 3 条第 2 号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される一般国道 170 号千歳橋の従来機能を維持するための架替工事（以下「関連事業」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、関連事業の施行に伴う附帯工事として行う迂回路設置工事及び作業ヤードの設置工事は、法第 3 条第 35 号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、河川法第 5 条第 1 項の規定に基づき大阪府知事が指定した二級河川であり、同法第 10 条第 1 項の規定に基づき大阪府知事が河川管理者となること、起業者である大阪府は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

榎尾川は、大阪府和泉市にある榎尾山を水源とし、父鬼川及び東榎尾川を合流しながら同府和泉市内を流下し、途中泉北高速鉄道線、阪和自動車道、JR 阪和線、一般国道 26 号などの基幹交通施設を横断し、同府泉大津市板原地先で二級河川大津川と合流する流路延長 18.3km、流域面積 56.7 km<sup>2</sup>に及ぶ河川である。

榎尾川は、河道が狭小であるなど流下能力が低いことから、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。昭和 57 年 8 月の台風に伴う洪水では、床上浸水 2 戸、床下浸水約 530 戸、浸水被害面積約 11 ha に及ぶ甚大な被害が発生したほか、平成 7 年 7 月の豪雨に伴う洪水では、床上浸水 7 戸、床下浸水 24 戸、浸水被害面積約 7 ha もの被害が発生し、平成 29 年 10 月の台風に伴う洪水では、護岸が 3 箇所崩壊する被害が発生している。

榎尾川の治水対策は、大津川水系河川整備基本方針（平成 12 年 12 月策定）に沿って平成 27 年 1 月に策定された大津川水系河川整備計画（変更）に基づき、10 年に 1 度程度発生する恐れのある時間雨量 50 ミリ程度の降雨を安全に流下させるとともに、30 年に 1 度程度発生する恐れのある時間雨量 65 ミリ程度の降雨による床上浸水を防ぐことを当面の目標として、基準地点である板原における河道配分流量 400 m<sup>3</sup>/秒を流下させ、本件区間の父鬼川との合流点では河道配分流量 60 m<sup>3</sup>/秒を流下させる河川改修が実施されているところである。

本件事業は、整備計画に基づき、河道が狭小なことなどから流下能力が低く浸水被害の危険性が極めて高い本件区間について、河川改修工事を行うことにより本件区間の流下能力の向上が図られることから、浸水被害を軽減し、流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外

の事業であるが、起業者が平成 28 年度等に同法等に準じて任意で実施した環境影響調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、大阪府レッドリスト（2014 年版）における準絶滅危惧種として掲載されているシマドジョウ及びヒメサナエが確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息環境が広く残されていること、河床における階段状の箇所を撤去し緩い縦断勾配の河床とすることにより、生物の上下流間の移動が容易になることなどから影響は軽微であると予測されている。植物については、学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）は確認されていない。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件事業の施工に当たり低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、大阪府教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本体事業は、河道が狭小なことなどから流下能力が低い本件区間について、河道拡幅、掘削等を行う事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の施行方法については、河道の屈曲部の緩和を図りながら、大畑橋より下流部において右岸側を拡幅する右岸拡幅案、左岸を拡幅する左岸拡幅案（申請案）及び両岸を拡幅する両岸拡幅案の 3 案について検討が行われている。申請案と他の 2 案を比較すると、

申請案は、用地取得の必要面積は多いものの支障物件数が最も少なく、工事施工の難易度の差はないが、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業及び附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。なお、一般国道 170 号千歳橋架替工事に伴う迂回路設置に係る附帯工事については、千歳橋の上流側に設置する案と下流側に設置する案の 2 案について検討が行われており、両案を比較すると、下流側に設置する案は、支障物件数が少なく、事業費も低く抑えられることから、下流案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、河道が狭小なことなどから流下能力が低く、浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、和泉市等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 大阪府和泉市役所